

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

文化芸術は、人々の創造性や感性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、心豊かな社会を形成するものです。

国では文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するとともに、心豊かな国民生活および活力ある社会の実現のために平成13年に「文化芸術振興基本法」を施行しました。平成29年6月には文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育等の関連分野における施策を範囲に取り込むとともに文化芸術により生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承・発展および創造に活用するため「文化芸術基本法」に改正しました。

本市においては平成29年4月に「絶景の宝庫 和歌の浦」が日本遺産に認定されました。また、令和元年5月には、「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」として紀三井寺が、さらには、令和2年6月に「葛城修験」一里人とともに守り伝える修験道はじまりの地」として友ヶ島をはじめとする修験者の修行の地が日本遺産に認定されています。これら先人たちにより創造され、継承されてきた歴史的風土が現在の和歌山市の財産となり、市民の愛情を受けて、今日まで育まれてきました。そして、令和3年10月には、新市民会館となる和歌山城ホールの開館、「第36回国文化祭・わかやま2021」及び「第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会」の開催が予定され、市民の文化活動への参加の意欲を喚起するとともに、あわせて文化の発展と、全国や世界に向けての発信が期待されます。

このような本市の文化芸術に関する動きが活気づく中、今後の文化芸術に関する施策の展開に関し、魅力ある文化芸術の創造及び発展並びに歴史、文化、自然等の地域の個性を生かした文化芸術の振興に市民及び行政が協働しながら取り組み、魅力的なまちづくりを推進するため、令和元年7月に和歌山市文化芸術基本条例を施行しました。

私たちは、先人たちにより積み重ねられてきた歴史に敬意を払い、培われてきた文化芸術を、さらに豊かなものへと発展させ郷土愛を醸成しつつ、未

来へ引き継いでいくことが必要です。

この度、本条例に基づき、本市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「和歌山市文化芸術推進基本計画」を策定するものです。

## 2 計画の対象とする文化芸術の範囲

文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人々の暮らしや価値観、考え方など人間の生活すべてにかかわるものであるとも言え、広範囲に及ぶことから、本計画の策定にあたって、ある程度「文化芸術」の範囲を想定する必要があります。

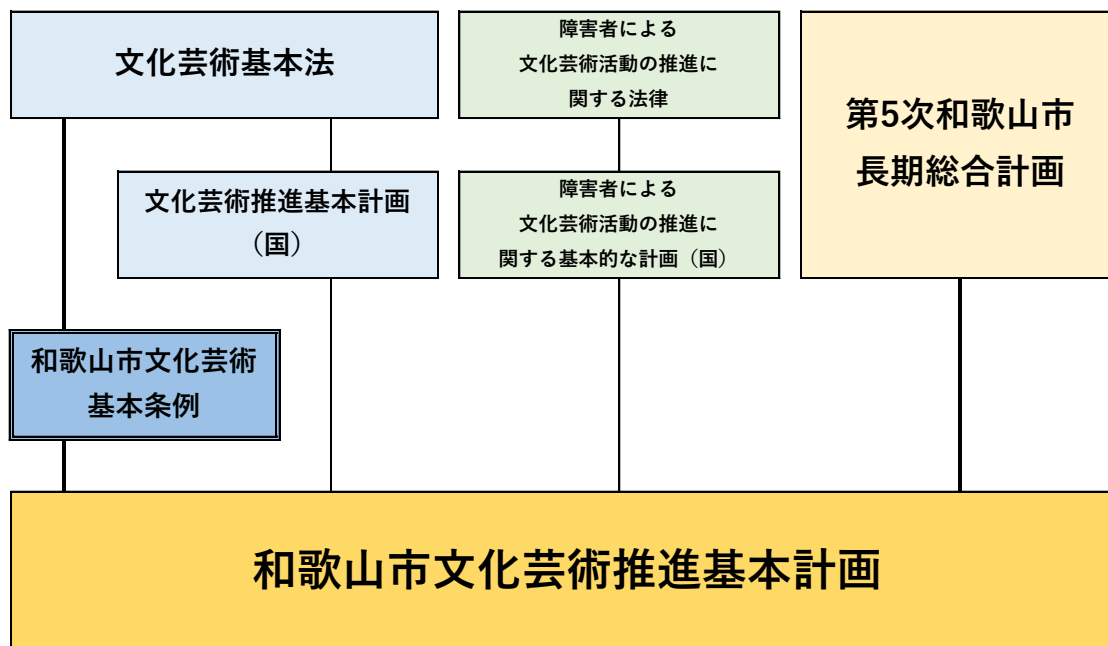
そこで、本計画が対象とする文化芸術の範囲は、文化芸術基本法が対象としている範囲を基本とします。

### 文化芸術基本法が対象とする文化芸術の範囲

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ、その他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形・無形の文化財等並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能、民俗芸能

### 3 計画の位置づけ

本計画は和歌山市文化芸術基本条例第9条に定める基本施策を総合的に実施するため、同条例第10条の規定に基づき策定するものであり、上位計画である「第5次和歌山市長期総合計画」との整合性を図り、関連する構想・計画や関係部署と連携を図りながら推進していきます。



### 4 計画の期間

上位計画である第5次和歌山市長期総合計画の計画期間との整合性を図り、本計画の期間を令和2年度から令和8年度までの7年間と定めます。なお社会情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ内容を柔軟に見直していくものとします。